

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日（昭和52年2月26日）及び同社B支社における資格取得日（52年4月1日）を52年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年2月25日から同年4月1日まで

私は、昭和52年2月25日付けでA株式会社から同社B支社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

会社が発行した在籍期間証明書でも、私が継続して勤務していたことは確認できるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が発行した在籍期間証明書、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和52年2月25日に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社における昭和52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 6 月までの期間、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 6 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで  
③ 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

時期ははっきりと覚えていないが、平成になってから、友人の所に、国民年金保険料の未納があるので年金がもらえなくなるとの通知が A 市町村から届いたと聞いたので、私も心配になってその友人と一緒に役場に行って確認したところ、「保険料の未納があるが、納めれば年金がもらえる。」と言われたので、金額は忘れてしまったが、幾らか不足分を友人から借りて、申立期間の保険料を数回に分けて役場の窓口で納付した。

申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成になってから、A 市町村役場で申立期間①から③までの国民年金保険料を数回に分けて納付した。」と主張しているところ、申立期間の保険料については、昭和 47 年 5 月までに全ての期間について納付の時効となることから、平成になってから納付することはできない。

また、A 市町村では、「A 市町村役場の窓口で納付できたのは、現年度保険料のみであり、過年度保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 7 月まで

昭和 58 年 3 月頃、A 市町村 B 課の国民年金担当者二人が自宅に来て、「過去の未納保険料を一括で納付すれば、65 歳から年金が受給できるようになる。」と勧めたので、亡くなった夫が 7 万円の保険料を現金で納付したが、領収書はもらわなかった。

申立期間が未納となっており年金がもらえないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 3 月頃、自宅に来た市町村役場の国民年金担当職員二人に申立期間の保険料を一括で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 58 年 3 月は、特例納付実施期間ではない上、A 市町村が保管する国民年金被保険者カード及び年金事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和 48 年 8 月 20 日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得した記録となっており、60 年 7 月 6 日の年金裁定審査時に、種別が誤っていると、任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更が行われ、その時点で 35 年 10 月 1 日に遡及して資格を取得したことが確認できる。

このため、申立人は、昭和 60 年 7 月 6 日まで任意加入被保険者として管理され、申立期間は未加入期間とされていたことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付することはできなかつたものと推認される。

また、A 市町村では、「申立人が昭和 58 年 3 月に申立期間の国民年金保険料を渡したとする市町村職員二人は、その時点では既に国民年金担当ではなかつた。」と回答している上、そのうちの一人は、自身が国民年金の担当であった当時の事務について、「毎年 3 月から 5 月にかけて、未納となってい

る現年度保険料の訪問徴収をすることはあったが、特例納付や過年度納付の保険料を訪問徴収することはなかった。申立人の自宅を訪問し現金を受け取った記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月 1 日から同年 12 月 16 日まで  
② 平成 11 年 4 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

平成 10 年から 12 年までは、A 事業所 B 課の臨時職員として仕事をしており、12 年の厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間①及び②の加入記録が無い。

雇用保険に加入しており勤務していたのは間違いないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①及び②において、A 事業所 B 課に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所 B 課では、「当事業所では、平成 11 年度までは臨時職員の厚生年金保険の加入手続を課ごとに行っていたが、当課では、臨時職員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、A 事業所が保管する申立人に係る平成 10 年度から 12 年度までの雇用契約書によると、申立人に厚生年金保険の加入記録がある 12 年度については、社会保険の加入条項の記載があるものの、申立人に厚生年金保険の加入記録が無い 10 年度及び 11 年度については、社会保険の加入条項の記載が無い上、同事業所が保管する申立人に係る「平成 11 年度支給内訳表」から、申立人は申立期間②の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚 5 人については、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録は無い上、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある臨時職員 11 人は、全員が B 課以外の課に勤務していたことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。